

注記

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価により計上しています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円としています。

物品は、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に、その取得価額を資産として計上しています。

償却資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額1円を計上しています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

イ. 市場価格がない有価証券等

出資先法人等の貸借対照表の純資産のうち自治体の出資割合相当額を「投資及び出資金」に計上しています。

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

定額法により算定しています。

(4)引当金の計上基準及び算定方法

ア. 徴収不能引当金

同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額/過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じた額を計上しています。

イ. 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間(12月～5月)に対する当年度の支給対象期間(12月～3月)の割合(4/6)を計上しています。

ウ. 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6)資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア.消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な後発事象

該当ありません

3 偶発債務

該当ありません

4 追加情報

(1)対象範囲(対象とする会計名)

一般会計

(2)一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません

(3)出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間(平成28年4月1日～5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4)各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5)地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.0%	—

(6)売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。

(7)純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分(不足分)とは、費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいい、流動資産(短期貸付金及び基金を除く)から負債を控除した額を計上しています。

(8)一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は900,000千円です。